

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成20年11月11日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が22万円であったと認められることから、申立期間①のうち、5年3月1日から6年10月1日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から11年10月21日まで  
② 平成11年10月21日から14年10月21日まで  
③ 平成14年10月21日から17年5月31日まで

申立期間①については、標準報酬月額が平成5年3月から6年9月までは8万円、同年10月から11年9月までは9万2,000円となっているが、給与は24万円程度受け取っており、厚生年金保険料も給与支給額に見合った金額が控除されていた。

申立期間②については、平成11年10月21日付けでA社での被保険者資格を喪失しているが、その後も引き続き同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間③については、平成14年秋ころにA社の事業を引き継ぐ形で設立されたB社に継続して勤務していた。社会保険への加入は会社の経営が軌道に乗ってからと言われていたため、再三、加入について催促したが手続きしてもらえず、その後17年ころに解雇された。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録については、申立人から提出された平成8年度分、9年度分の市民税・県民税特別徴収税額の通知書並びに平成10年1月から同年9月まで、同年12月及び11年1月の給与明細書により、申立人は月額22万円から26万円程度の給与支給を受け、社会保険

庁（当時）に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る金額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき 20 年 11 月 11 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、申立人の申立期間①のうち、平成 5 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたところ、同年 11 月 4 日付けで、同年 3 月 1 日にさかのぼって随時改定が行われ 8 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立期間①のうち、同年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間については、当該期間の標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたところ、当該随時改定の事務処理が行われた日と同日の 5 年 11 月 4 日付けで、8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A 社における申立期間①当時の事業主は、「社会保険事務を担当していた専務から、会社の経営が不振のため、社会保険の加入を止めようとしたが、社会保険事務所の職員から、最低の標準報酬月額でいいから、従業員の社会保険の加入は継続してはどうかとの勧めがあり、それに従ったという話を聞いたことがある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 5 年 11 月 4 日付けで行われた上記随時改定は、事実在即したものとは考え難く、申立人について同年 3 月 1 日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない上、同年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額の記録については、有効な随時改定とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、5 年 10 月 1 日の定時決定に係る処理は、有効な処理であったとは認められないことから、申立人の申立期間①のうち、5 年 3 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書において確認できる給与支給額よりも低額となっていることが分かった。

申立期間当時の上司や同僚に確認したところ、当時、降格や降給は無く、全く心当たりが無いとのことだった。標準報酬月額が低額となっているのは私だけであるようなので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから不明で

あり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月31日から同年6月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、会社の経営者が変わっただけで退職したわけではなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元代表取締役の回答から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成19年4月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成19年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日は、昭和48年3月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月27日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には、昭和44年から平成15年まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和48年3月21日にA社C工場から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、資格喪失日は昭和48年3月27日、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、取得日は同年4月1日となっているが、E企業年金基金（代行返上前はF厚生年金基金）が保管する申立人に係る加入者台帳では、同社C工場で同年3月21日に同基金加入者資格を喪失し、同日に同社D支店で資格を取得したことが確認でき、基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、オンライン記録から、A社D支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私はA社D支店に昭和46年8月まで勤



務し、社会保険事務を担当していた。当時、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は、複写式の用紙を使用していた。」と証言している上、B社人事労務部の担当者は、「平成15年にF厚生年金基金が国（厚生労働省）へ代行返上するまでは、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は、5枚複写の用紙を使用していた。」と証言していることから、A社では申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出に複写式の用紙を使用し、同基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所（当時）に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年3月21日に申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社D支店における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和48年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①の標準報酬月額については、5万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②のうち、昭和44年5月1日から48年8月1日までの期間及び同年9月1日から49年6月7日までの期間の標準報酬月額については、44年5月から45年10月までは5万2,000円、同年11月から46年10月までは5万6,000円、同年11月から48年7月までは6万円、同年9月から同年10月までは7万6,000円、同年11月から49年5月までは6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月1日から44年5月1日まで  
② 昭和44年5月1日から49年6月7日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた当時の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。

私は当時の給料支払明細書の一部を所持しているが、当該明細書において、国（厚生労働省）の記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬

月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給料支払明細書から、申立期間①の標準報酬月額については、5万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和44年5月1日から48年8月1日までの期間及び同年9月1日から49年6月7日までの期間の標準報酬月額については、44年5月から45年10月までは5万2,000円、同年11月から46年10月までは5万6,000円、同年11月から48年7月までは6万円、同年9月から同年10月までは7万6,000円、同年11月から49年5月までは6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和48年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人が所持する同年8月分の給料支払明細書から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月1日から同年3月1日まで  
② 昭和58年7月1日から同年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②における標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間①及び②の給料支払明細書を所持しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和58年8月分の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和58年3月分の給料支払明細書から、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には昭和27年2月から平成4年7月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、並びにA社提出の申立人に係る従業員台帳及び同社の回答書により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録から、同社C出張所が厚生年金保険適用事業所となった日と申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した日が、ともに昭和39年11月1日であることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和39年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不

明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年6月までの期間、56年4月から同年5月までの期間及び58年7月から60年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月から47年6月まで  
② 昭和56年4月から同年5月まで  
③ 昭和58年7月から60年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間に係る国民年金の再加入手続及び保険料納付は、母が行って来てくれたはずであり、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金に係る再加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の再加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、高齢により証言を行うことができない上、申立人もその母から保険料の納付状況を聞いていないことから、各申立期間に係る具体的な納付状況等が不明である。

また、各申立期間は、オンライン記録、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿において、いずれも未加入期間とされている上、当該記録に不自然な記載等は見受けられないことから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺



事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から51年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和51年4月ごろ、母がA村役場（現在は、B市役所C庁舎）において国民年金の加入手続を行い、その際、過去2年分の保険料をさかのぼって納付してくれたはずである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和51年4月1日を資格取得日として、52年2月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその母は、その納付金額を記憶していない。

さらに、申立人の母は、役場の窓口において申立期間の過年度保険料を納付したとするところ、一般に役場の窓口では、現年度保険料のみを収納し、過年度保険料を収納することがない上、B市役所からも当時役場の窓口において過年度保険料を収納していたとする回答を得ることができなかった。

加えて、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の

保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 1183 (事案 1027 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取ったので、年金記録確認第三者委員会に確認申立てを行った。

その結果として、新潟行政評価事務所長から平成22年5月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする回答を受け取った。

当時、A町役場(現在は、B市役所C事務所)に勤務していた4人の職員を教えるので、それぞれの職員から話を聞いてほしい。また、その他の再調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等が不明であること、国民年金受付処理簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の加入手続及び保険料納付について、A町役場に勤務していた4人の職員から話を聞いてほしいとしているところ、申立期間当時、同役場に勤務していなかった1人を除く3人に聴取したものの、加入手続及び保険料納付について具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立人からの再申立て後にB市役所C事務所から発見された国民年金保険料徴収簿には、申立人の母及び姉の納付事実が確認できるものの、申立人

の氏名は見当たらないことから、申立人は、国民年金の被保険者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、保険料納付を証明するものとして、その父から、名刺程度の大きさで、周囲を花びらの模様で縁取られた紙のカードを受け取ったとしているところ、B市役所は、「そのようなカードの存在は把握していない。」旨回答している。

その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、昭和48年ごろに納付勧奨のはがきが届いたので、A町役場（現在は、B市C区役所D出張所）において保険料を納付した。納付金額は忘れたが、領収書をもらった記憶がある。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろに納付勧奨のはがきが届き、役場において申立期間の保険料を納付したとしているものの、国民年金の加入<sup>あいまい</sup>手続及び納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和48年3月1日を資格取得日として、49年4月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間直後の昭和48年3月から49年3月までの保険料は、特殊台帳により、同年5月以降に過年度納付されたことが確認でき、納付勧奨を受け納付を行った可能性が高いことから、申立人の保険料納付に係る記憶は申立期間に係るものではなく、当該期間に係るものである可能性も考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から59年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、口座振替により納付していたと記憶しており、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付していたと申立てているところ、事実、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、A市(B)に居住していた昭和54年4月に口座振替を開始したことが確認できるものの、その後、C町(現在は、D市)に転出し、56年8月に再度、A市(E)に転入した後は、口座振替を開始した記録が確認できない上、当時の預金通帳も所持していないことから、口座振替による保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和56年8月のA市転入後における口座振替手続きに関する記憶が曖昧である上、口座振替以外の方法により保険料を納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立期間当時、口座振替を行っていた銀行の近くで勤務していたとする申立人の友人に聴取したものの、申立期間の保険料納付について、具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、夫が自身の分と一緒に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその夫は既に亡くなっている上、申立人もその夫から納付状況を聞いていないことから、申立期間の具体的な納付状況が不明である。

また、申立期間の直前及び直後の期間に係る申立人及びその夫の保険料は、オンライン記録により、それぞれ夫婦同一日に過年度納付（申立期間直前の期間に係る保険料は昭和62年7月29日に納付、申立期間直後の期間に係る保険料は63年12月23日に納付）されたことが確認でき、昭和62年7月29日の時点では、申立期間の保険料を納付することが可能であったものの、申立人の夫の申立期間を含む61年2月から同年9月までの保険料が未納であることを考慮すると、申立期間の保険料が納付されたものと推認することはできない。

さらに、上記の昭和63年12月23日の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月、同年 6 月から平成 4 年 3 月までの期間、同年 10 月、5 年 5 月、同年 8 月、同年 10 月、6 年 1 月、8 年 7 月、10 年 7 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 12 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月  
② 昭和 54 年 6 月から平成 4 年 3 月まで  
③ 平成 4 年 10 月  
④ 平成 5 年 5 月  
⑤ 平成 5 年 8 月  
⑥ 平成 5 年 10 月  
⑦ 平成 6 年 1 月  
⑧ 平成 8 年 7 月  
⑨ 平成 10 年 7 月から同年 8 月まで  
⑩ 平成 10 年 10 月から 12 年 7 月まで

65 歳になっても支給される年金額が少ないので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が未納とされていた。不審に感じていたが、年金記録問題が話題となったので再度照会を行ったところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、妻が自身の分と一緒に納付してくれたはずである。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人は、自身の保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその妻に聴取したものの、各申立期間における保険料の納付状況を記憶しておらず、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人が経営する事業所の決算事務を受託していた会計事務所及び申立人の友人に聴取したものの、各申立期間における保険料納付状況について具体的な証言を得ることができなかった。

- 2 申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦は、オンライン記録により、その前後の期間の納付済保険料は、過年度納付により納付されたことが確認できるが、申立人の妻は、平成6年2月の保険料を除き、現年度納付していることが確認でき、当時、申立人及びその妻の保険料が一緒に納付されていたものと認められないことから、妻の保険料が納付済みであることを理由に申立人の保険料納付を推認することはできない。

また、申立期間⑨及び⑩は、申立人の保険料を納付したとするその妻も保険料が未納である上、当該期間の保険料納付をうかがわせる事情も見当たらない。さらに、平成9年1月以降は、年金記録管理事務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低い。

- 3 申立期間①、②及び⑧は、申立人の妻の保険料が納付済みとなっており、申立人の保険料についても納付された可能性があるものの、申立期間②は154か月と長期間である上、申立期間①及び⑧についても、未納回数が多いことを考慮すると、納付があったものとは考え難く、当該期間の保険料納付をうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月21日から同年6月1日まで  
② 昭和45年8月21日から46年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額がいずれも、転勤前より低額となっていることが判明した。

申立期間①及び②当時の転勤はいずれも栄転であり、給与額が下がることは無いにもかかわらず、標準報酬月額が転勤前に比べて低額となっていることに納得がいかない。

調査の上、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和39年2月20日付けで、A社B支店経理部計算課主任から同社C支店経理課長になった。栄転だったので、昇給はあっても減給は考えられないため、標準報酬月額も下がらないはずである。」と申し立てているが、A社業務開発本部人材開発部の社会保険担当者は、「当社の昇給月は毎年3月であり、支店間の転勤により身分が変わっても、転勤先の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出する際の報酬月額は、転勤後の残業手当を含まない給与総額を届け出ている。」と証言している。

また、A社が保管している申立人に係る従業員カードには、昭和38年3月1日の給与総額が2万8,700円であることが確認できるところ、同額に見合う標準報酬月額は、申立人の同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立期間①当時の標準報酬月額と一致してい

る。

さらに、上記被保険者原票によれば、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額額は2万8,000円とされているが、この標準報酬月額額の決定は、資格取得時に行われたものであることが確認でき、遡及訂正等の不自然な点は見られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和45年8月25日付けで、A社C支店経理課長から同社B支店経理担当マネージャー（部長）になった。栄転だったので、昇給はあっても減給は考えられないため、標準報酬月額も下がらないはずである。」と申し立てているが、A社B支店は、「当社で保管している申立人に係る従業員カードによると、申立人がB支店に異動した昭和45年8月25日時点の給与総額は9万3,000円であることが確認できるが、当社で保管している社会保険台帳に記載されている申立人の標準報酬月額額は9万2,000円であることから、当社は、国（厚生労働省）の記録どおりの届出を行っている。」と回答している。

また、上記従業員カードに記載されている給与総額に見合う標準報酬月額額は、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立期間②当時の標準報酬月額と一致している。

さらに、上記被保険者原票によれば、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額額は9万2,000円とされているが、この標準報酬月額額の決定は、資格取得時に行われたものであることが確認でき、遡及訂正等の不自然な点は見られない。

- 3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から平成 14 年 4 月 21 日まで  
② 平成 14 年 5 月 21 日から同年 11 月 21 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。

私は、昭和 43 年 4 月からA社の営業技術課に異動となったが、この課は日曜出勤や残業が大変多い職場で、国（厚生労働省）の記録における標準報酬月額よりもかなり高額な給与を支給されていたはずである。

当時の給与支給明細書及び源泉徴収票を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、平成 9 年 1 月から 14 年 4 月まで及び同年 6 月から同年 11 月までの給与支給明細書を所持しているところ、当該明細書では、8 年 12 月から 14 年 3 月まで及び同年 5 月から同年 10 月までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該控除額に見合う標準報酬月額及び総支給額に見合う標準報酬月額はいずれも、オンライン記録における標準報酬月額と同額又は



低額となっていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 49 年及び 52 年から平成 8 年までの源泉徴収票を所持しているところ、当該源泉徴収票上確認できる「社会保険料等の金額」と、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額及び健康保険料額、並びに申立人自身の雇用保険料額等を合わせた額を比較すると、ほぼすべての年について、源泉徴収票上の「社会保険料等の金額」の方が上回っていることが確認できるものの、その差異は少額にとどまり、申立人の給与から、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえない。

さらに、A社は、平成 4 年 7 月から B 厚生年金基金に加入しているところ、同基金が保管する申立人に係る記録上の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

加えて、A社は、昭和 57 年度以降の従業員の標準報酬月額に係る記録を保管しているところ、当該記録における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社は、同年度以前の資料については保管していないとしていることから、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額等について確認することができない。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月28日から30年3月26日まで  
年金裁定請求に社会保険事務所(当時)に出向いた際、申立期間が、脱退  
手当金支給済期間である旨の回答を受けた。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者  
期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年4月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和30年4月26日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、42年12月1日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものと考えるのが自然である。

加えて、オンライン記録から、申立人が勤務していたA社B工場退職後に、脱退手当金を受給したことが確認できる二人の女性従業員はいずれも、「当時、会社から、『退職するときは厚生年金保険は解約するように。』という話があった。」と証言している上、このうちの一人は、請求手続を事業所で代行してもらった旨証言していることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったことが分かったので、年金事務所に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和 55 年 2 月末日に前の職場を退職し、同年 3 月 1 日から A 社(現在は、B 社)で勤務したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社は、「当社が保管する申立人に係る労働者名簿に、『昭和 55 年 4 月 1 日雇入 (55/3/1)』と記載されていることから、申立人は同年 3 月 1 日から入社していたと判断した。」と回答していることから、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、「当時の資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、B 社は、「当時は試用期間があり、入社後、最初の 1 か月間は従業員を厚生年金保険に加入させていない。」と回答している上、申立人が氏名を記憶している元同僚のうちの一人は、「私は、A 社で社会保険事務を担当していた。従業員によっては、入社後、最初の 1 か月間は厚生年金保険に加入させていなかったかも知れない。」と回答していることから、申立期間当時、A 社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったこと

がうかがえる。

さらに、上記元同僚は、「社会保険の加入と雇用保険の加入は同時に加入していたと思う。」と証言しているところ、雇用保険の記録から、申立人はA社において、昭和55年4月1日に雇用保険に加入していることが確認できるが、当該加入日は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月12日から38年1月23日まで  
② 昭和40年10月1日から45年2月21日まで

年金記録問題が話題となっていたので、自身の年金記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間が、脱退手当金支給済期間である旨の説明を受けた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書及びA社会保険事務所において支給決定処理が行われた証拠書類により、申立人の申立期間に係る脱退手当金が昭和45年4月27日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年4月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで  
年金受給手続の際に、厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取った。  
その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。  
申立期間中はA社に在籍し、B社（現在は、C社）D店に販売員として派遣され、勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られない上、同社は、「資料が保管されていないため、申立人が、申立期間当時に勤務したか否かについては不明である。しかしながら、当社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の氏名は確認できないことから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除しておらず、申立てどおりの届出及び保険料納付も行っていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

また、A社が申立期間当時加入していたE健康保険組合は、「申立期間当時の資料は残っていない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失

われたものとは考え難い。

さらに、C社は、「派遣社員に関する資料を保管していないため、申立人が、派遣社員としてB社D店に勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、B社D店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。